

令和3年本宮市教育委員会1月定例会会議録

1 日 時 令和3年1月20日（水） 午後1時25分～午後2時19分

2 場 所 本宮市役所 3階 常任委員会室

3 出席委員 教 育 長 青 田 誠
教育長職務代理人（1番） 谷 明 子
委 員（2番） 渡 辺 俊 之
委 員（3番） 古 宮 博 文
委 員（4番） 遠 藤 傳一郎

4 出席職員 教育部長 渡辺 裕美
次長兼生涯学習センター長 根本 享史
上席参事兼第2保育所長 本田 真理子
参事兼教育総務課長 国分 孝寿
幼保学校課長 川名 美和子
国際交流課長 鈴木 正史
参事兼管理主事兼指導主事 穉山 俊之
指導主事 久保寺 徹
（書記）教育総務課総務係長 遠藤 あけみ

5 傍聴人 なし

6 案 件

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 本宮市立本宮第2児童館に係る指定管理者の選定について
- 議案第 3 号 本宮市特別支援教育支援員配置要綱の一部を改正する告示について
- 報告第 1 号 令和2年度 本宮市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について
- 報告第 2 号 令和2年度全国体力テスト・肥満出現率・朝食摂取率調査の結果について
- 報告第 3 号 第42回未来の科学の夢絵画展特許庁長官賞受賞報告について
- 報告第 4 号 聖火リレーについて

7 審議経過

【午後1時25分開会】

◇教育長 ただいまから、教育委員会1月定例会を開会いたします。
着座にて進めさせていただきます。

◇
◎会議録署名委員の指名

- ◇教育長 会議録署名委員の指名を行います。
今回は、1番委員と2番委員にお願いいたします。

◇
◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- ◇教育長 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、説明をお願いします。

- ◇書記 [議案第1号を朗読]

- ◇参事兼教育総務課長 それでは、議案第1号につきまして説明をさせていただきます。

資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましては、12月教育委員協議会におきましてご説明をさせていただきました、本宮市教育委員会押印の省略に関する規則を制定するものでございます。

市民及び事業者が行う申請及び届出等の行政手続におきまして、押印を省略することにより市民負担の軽減及び行政手続等の簡素化を図るため、令和3年1月1日より施行したものでございます。教育委員会所管の各種申請関係162件のうち、153件が省略可能となったものでございます。取扱いにつきましては、市長部局で制定いたしました附則を準用することとなっております。

なお、市民の皆様には広報もとみや等で周知を図ったところでございます。

以上で説明とさせていただきます。

- ◇教育長 それでは、議案第1号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

- ◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- ◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第1号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- ◇教育長 異議ありませんので、議案第1号は承認することに決めます。

◇
◎議案第2号 本宮市立本宮第2児童館に係る指定管理者の選定について

- ◇教育長 次に、議案第2号 本宮市立本宮第2児童館に係る指定管理者の選定について、説明をお願いします。

- ◇書記 [議案第2号を朗読]

- ◇幼保学校課長 4ページをご覧くださいと思います。

この議案につきましては、市が設置いたします第2児童館の指定管理者について、本宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、その候補者を選定するものでございます。

本宮市立本宮第2児童館につきましては、平成18年7月から地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による施設管理を行ってきたところでございますが、指定管理協定期間が本年3月31日をもって終了することから、引き続き社会福祉法人本宮市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでございます。

また、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上です。

◇教育長 それでは、議案第2号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第2号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第2号は承認することに決めます。



◎議案第3号 本宮市特別支援教育支援員配置要綱の一部を改正する告示について

◇教育長 次に、議案第3号 本宮市特別支援教育支援員配置要綱の一部を改正する告示について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第3号を朗読]

◇幼保学校課長 それでは、議案第3号 本宮市特別支援教育支援員配置要綱の一部を改正する告示について、説明いたします。

本宮市特別支援教育支援員配置要綱の一部を改正する告示につきましては、特別支援教育支援員の配置の考え方や職務内容の文言を整理し、また、勤務日をこれまでの205日以内から212日以内に改正するものであります。

これは支援の必要な児童・生徒の学習上または生活上の困難を改善、克服し、よりよい指導をするため児童・生徒の就学日に加え、始業式の前日などを出勤日とできるよう改正するものであります。

この要綱の適用は令和3年4月1日からとします。

以上で要綱の一部改正の説明といたします。

◇教育長 それでは、議案第3号に対する質疑を行います。

◇4番委員 身分及び任用の中で今度、改正後は教員免許を有する者というのがなくなったわけですが、他の市町村も全国的にこういう流れなのですか。また、こういった方々、資格がない方々の採用に際してどういう基準を設けて採用するのか、採用方法等をご説明いただければと思います。

◇幼保学校課長 教員免許が条件ではなくなったということのお話ですけれども、改正前の状態でもただしの後になりますけれども、教員免許がない者について教育長が特に認める場合はこの限りでないということで、教員免許を持たない方についても採用させていただいております。どうしても教員免許を持っている方に限ってしまうと、必要な支援員を確保することができないということもありまして、このようなことで取り扱っているのですけれども、募集をいたしまして面接をさせていただいて、その中で選ばせていただいております。人物的に問題のない方について支援員としてお願いしているところです。学校でも支援員につきましては勉強を直接教えるということではないものですから、教員免許を持たない方であっても支障なく今のところ勤務していただいている状況でございます。

以上です。

◇教育長 他の市町村の状況が分かればお願いします。

◇幼保学校課長 他の市町村の状況について、今、データを持ち合わせておりませんでした。申し訳ございません。

◇4番委員 要綱を改正する意図を聞きたいと思います。

◇幼保学校課長 改正前と改正後で第2条のところの(1)と(2)が逆になっていまして、(1)のところに教員免許と書かれていたのですけれども、改正後についてはそちらが入れ替えてありまして、(2)のところに同じ条項が書かれております。それといたしますのは、まず支援員を受けてやっていただくのにあたりまして、教員免許を優先するというのではなく、支援をするという人物的なところを優先で考えたいということで、このような改正にさせていただいているところです。

◇4番委員 承知しました。

◇教育長 この方たちの研修について何かありますか。

◇幼保学校課長 支援員につきましては年に数回研修を持っておりまして、支援員の皆さんに集まっていたきまして講習を行う場面ですとか、ある支援員の授業を見せていただきながら、その後に皆さんで研究会を行うといったことも行っているところでございます。

◇4番委員 ありがとうございます。

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第3号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第3号は承認することに決めます。



◎報告第1号 令和2年度 本宮市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について

◇教育長 次に、報告事項になります。

報告第1号 令和2年度 本宮市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について、説明をお願いします。

◇参事兼教育総務課長 それでは、報告第1号 令和2年度 本宮市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書につきまして、ご説明申し上げます。

このたび令和元年度事業に係る教育委員会の事務に関する点検・評価が終了いたしまして、報告書がまとまりましたのでご報告申し上げます。

別添の報告資料、こちらをご覧くださいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

教育事務に関する点検・評価制度の概要としましては、12月定例教育委員会におきましてご説明をさせていただきましたとおりでございます。

次に、点検・評価の考え方でございます。

本宮市第2次総合計画及び本宮市教育振興基本計画で策定いたしました各目標の達成度を図るための指標に基づき、担当課が自己評価を行い、3ページ表の3にございます外部評価機関である本宮市教育事務評価委員会から意見をいただいております。

2ページに戻り、ご覧くださいと思います。

点検評価のイメージでございます。

それぞれ計画の目標を達成することが重要であり、目的でもございます。教育振興基本計画の基本目標を4つ設けており、これを達成するため20の施策がございます。これらを点検・評価し、事業の取組を改善及び見直しを行いながら目標の達成につなげていくものでございます。

評価の区分につきましては、2ページ表1のとおり客観的評価区分としてランクをAからEの5区分とし、評価の区分を利用者などの目標数値が一定なものを設定した5年間ベースとした進捗率での評価をア、学力などの目標数値が年度により変化するようなものを設定した達成率での評価をイと、それぞれ目標値の性質に応じた2通りの評価といたしました。

評価の対象につきましては、4つの基本目標と教育委員会活動を含めた21の施策、94の事業、こちらを対象としております。また、指標の結果につきましては3ページの表2の評価結果のとおり、A評価が37.3%、その反面、E評価も34.3%という自己評価でございました。

それぞれの例をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、基本目標評価の一例でございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

幼保学校課が担当となつてございます基本目標Ⅰ、子どもの主体性を育てる幼児教育の充実について。こちらの自己評価の欄になりますが、⑤になります。市内認可外保育所の認可等により4月1日現在の待機児童がなかったものの、育児休業満了による入所申込みが増加し、10月1日現在では35人の待機児童が発生しているため、保育士の確保等の対策が必要であるとしたところ、評価委員の皆様からは1の中段以降になります。ただ、10月1日現在では毎年待機児童が生じている。育児休業中に係る乳幼児数等の情報を関係部署との連携により把握し、10月1日の基準日における待機児童対策を早めに進められるよう努力願いたいという意見が付されました。

また、施策目標の評価の一例でございます。

52ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは生涯学習センターが主担当となつてございます基本目標Ⅲ、未来を創造し、生きがいにつながる生涯学習への支援のうち、施策4の学校と地域を結ぶ社会教育活動の充実の中で、主な取組としまして1番の学校教育活動支援事業の充実。こちらの事業に対しまして、担当課としましてこの成果及び課題が中段以降になります。コロナ禍の中、各学校のボランティア受入れ方針が違うため、どのように対応するか課題となっているといたしました。この施策全体の反省、また、今後の方針としまして53ページの①にございます。学校教育活動支援事業におけるコロナ禍での対応については、ボランティアを必要とする学校との連携を強化し、その都度感染症対策を取りながら支援を行うといたしました。これに対しまして、この施策全体の評価としまして委員から、今後の取組方針に示された4つの改善点は、各取組の成果と課題を踏まえたものであり適切である。肝心なことはやはりコロナ対策であり、中止ではなく新しい生活様式に則った開催の工夫が強く求められるという意見が付されております。

昨年までの個々の事業ベースの評価に代わり、今年度は施策レベルの評価とすることで、目標達成のため事業としての必要性を客観的に判断することが可能となりました。これらのことにより次年度の予算などへも的確に反映させることが期待でき、最少の投資で最大の効果を得られるよう点検・評価を活用してまいりたいと考えております。

なお、この報告書につきましては1月市議会全員協議会に報告をさせていただきますとともに、市のホームページで公表してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第1号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

◇
◎報告第2号 令和2年度全国体力テスト・肥満出現率・朝食摂取率調査の結果について

◇教育長 次に、報告第2号 令和2年度全国体力テスト・肥満出現率・朝食摂取率調査の結果について、説明をお願いします。

◇指導主事 それでは、令和2年度全国体力テスト・肥満出現率・朝食摂取率調査の結果について報告いたします。

資料10ページをご覧ください。

ただいま報告第1号にありました中の基本目標Ⅱ、施策3、心身の健全な成長を目指す教育の推進という項目の中にございます数値目標が掲げられている4項目のうち、今年度の結果が出ました3項目についての報告となります。

10ページの表をご覧ください。

まず、全国体力テストにつきましてですが、小・中学校別の能力の高い総合評価A、Bの割合と能力の低いとされるD、Eの割合を示しました。本来は学年別、男女別に示されるものですが、市の目標値としては校種別の平均値として算出しております。

今年度の全国平均につきましてはまだ発表されておきませんので、全国との比較が出てきませんが、過去3年間と比較いたしますと小・中学校ともにA、Bの割合が減ってしまい、D、Eの割合が増えている状況でございます。ただ、この表ではちょっと見えませんが、中学生男子につきましてはA、Bの割合が増えて、D、Eの割合は横ばいとなっております。後ほどお示ししたいと思います。全体的には体力の低下が見られるということになりますが、コロナへの対応の中での結果でもありますので、今後の対策を各校でも検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

続いて、その下の段、肥満出現率でございますが、こちらは校種別における軽度肥満以上の割合を示しております。こちらはコロナ禍であるか否かにかかわらず上下をしておりますが、全体的に見ると増加の傾向にあると言えます。肥満の指導につきましてはデリケートな部分もございます。個別指導や家庭との連携が必要となりますので、計画的に実施していきたいと思っております。

その下のむし歯の治療率というところですが、例年11月頃に報告、集計しておりましたが、今年度はコロナ禍の影響で2月報告となっておりますので、現在集計中となっております。

4番目、朝食摂取率でございますが、こちらは指標名のところに目標値として県の平均値が出ていますが、こちら今年度の県の平均が出ましたのでご訂正ください。県平均96.5%と書いてあるのですが、同じく96.5%が今年度の平均です。幼稚園は99.0%になります。小学校が98.4%、中学校が96.4%で、今年度の県の平均値として示されました。それと本市の平均を比較いたしますと、幼稚園、中学校でやや下回ってはおりますが、市全体の平均が県平均を上回っておりますので、今度とも継続して指導をしていきたいと思っております。

11ページ以降は、その細かい資料となります。

11ページ、12ページにつきましては、体力テストの全項目別結果につきまして男女別に示したものです。表の中に差という欄がございまして、黒三角がついている項目が昨年度の全国平均より劣っているという項目です。コロナ禍ではないところでの昨年度の結果と比較になってしましますが、ほとんどの項目が下回ってしまいました。

さらに13ページですが、先ほどありましたABC等の総合評価について学年別、男女別に示したものです。先ほど申しましたのが右の下段、赤いところの中学校男子のところを見ますと、A、

Bの割合が昨年度の全国平均より上がって増えておりまして、D、Eはほぼ横ばいというところがございます。それ以外、小学校男女、中学校女子につきましては、先ほど申しましたように体力の低下が見られるという結果になっております。

続きまして、14ページです。

こちらは肥満出現率の学年別、男女別の結果でございます。

先ほどお示ししました数値は軽度肥満以上のものということで、それを合計した結果を出しております。小・中学校ともに男女別に見ますと男子が14%から15%、女子は9%台ということで、男子のほうがやや肥満率が高い傾向にございます。

15ページです。

15ページは朝食摂取率の結果でございますが、こちら「第2回朝食を見直そう週間運動」は、どのような調査かといいますと、11月上旬の任意の1週間を取り出しての調査、各学校での調査ということで出しております。各学校・園で多少のばらつきはございますが、保護者との連携を図りながら100%というところもございます。ぜひ100%を目指していきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

◇**教育長** それでは、報告第2号に対する質疑を行います。

◇**4番委員** これは本宮市と全国との比較ですけれども、福島県の県平均との比較もあるのですか。

◇**指導主事** ここに出ていないものは県の平均が出ていないということです。発表がないという状態です。公表しているかどうか、その調査によります。

◇**4番委員** いろいろな項目があるのだけれども、小学校を見ていると持久走あるいは縄跳びなど、持久力をつけるような運動は結構やっているような印象があるのですが、具体的にこういった項目に的を絞った、こういった項目ごとにレベルを上げるような教育を何かやっているのでしょうか。

◇**指導主事** 学校ごとの結果を基にその学校ごとの課題等を洗い出しまして、例えば体育の時間のはじめのところに持久力が足りなければ、それを強化するような運動、柔軟性が足りなければ柔軟性を高めるような運動ということを補強運動等として、準備運動の後に僅かな時間ではありますが、毎時間入れる等の対策をしております。

◇**4番委員** 平均的に大分差があるので、もっと項目ごとに力を入れて、例えばボール投げは、体育の時間のたびに投げさせるなど頻繁に取り入れて、レベルアップを図るような対策を各学校にとってもraitたいと思います。

◇**指導主事** 市で健康体力向上委員会等もございますので、今までですと全体的な結果だったり、全体的な目標値しか示していなかったのですが、今後各学校での目標値等を掲げて、それに向けて具体的に取り組むということを現在考えております。

以上です。

◇**4番委員** よろしく申し上げます。

◇**教育長** 具体的にこういった項目で特に落ち込んでいるなど、それぞれの学校の特徴があると思いますので、各学校によっては非常に頑張っているところも多分あると思うのですが、その具体的な指導というのはご指摘を受けましたので、しっかり指導していただきたいと思っております。

◇**1番委員** 2点お聞きしたいのですが、1点は体力測定のことに対して。文科省で新型コロナ関係で体育関係もいろいろご指導があると思うのですが、今後に向けてどのようなことに気をつけるとか、何か体育の授業に関して具体的な指導が入っているのでしょうか。

もう1点は、朝食に関してなのですけれども、幼稚園や小学校、本当にほとんどの方が召し上が

っていいよかったです。ほとんどの子が食べていて、でも幼稚園などで食べていないというのは、多分本人が食べたくないというのかもしれないけれども、親御さんがちょっとというのかもしれない。そのあたりのご指導はどうなっているのかお伺いできればと思います。

◇**指導主事** まず体力テスト等についてですが、文科省から具体的な指導というのは下りてきてはいませんが、県のほうから、例えば小学生については動画等が出されておまして、それを各学校、実践しましょうという体力づくりに関する指標が出されたりしておりますので、今も各小学校で実践はしているわけなのですが、それがまだ足りないということになります。中学校は教員が体育の免許を持っているので、専門的な知識を生かして体力向上に具体的に体育の授業で実践するか、もしくは運動部の活動をより活発化させるという部分での体力向上となっております。

◇**首席参事兼第2保育所長** 朝食については、早寝早起き朝ご飯ということでやっております。その中で、いつ食べていますかとか、誰と食べていますかとか、いつ寝ますかとか、何時に起きますかというアンケートを取らせていただくのですが、その中でこんな結果が出ましたということで、なるべくおうちの人とちゃんと食べてくださいということをお知らせはしているのですが、それを見ますとやっぱり寝るのがおうちの人に合わせてしまって遅くて、朝がなかなか起きられなかったり、あと、おうちの人結構食べないという若い人が増えていて、それに合わせてしまっている部分もあるのかなと思います。そういうところには個別に声をかけさせていただいたりしております。

◇**1番委員** ありがとうございます。

◇**教育長** 小学生低学年はどうですか。

◇**指導主事** 小学生も同様にやはり朝起きるのが遅くて、食べている時間がないという子もいるようです。ただ、この調査の仕方が任意の1週間となっております、全部取っている子と1日とか2日とか取ってなかった子はそれに該当しないというか、それを引いた数になっているので、全く毎日取っていないというわけではない。例えば1人とかなら、この子は毎朝全く食べてきていませんよというわけではないようですが、やはりそういった生活習慣のずれによることについては、各学校とも担任も含めて指導をしているという形です。

◇**1番委員** ありがとうございます。

朝ご飯については、今、若い方だと朝ご飯コーヒー1杯でいいんだ、みたいなお宅もあるのかもしれないけれども、やっぱり成長期というのは多分、子どもさんにとってはとても重要な栄養摂取の場なのだろうと思います。先生、また学校からも、1人でもこれが100%の目標になれるように、今もご努力いただいているのは、話を聞いて分かりましたけれども、しっかりとそこが理解できていないお宅だと、割と安易に寝坊したからいいか、朝ご飯食べなくても、今日ぐらいというように朝食を抜くのが習慣になってしまうということもあるような気がするのです、その重要性をぜひ機会あるごとに皆さんに周知していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

◇**教育長** 市内には栄養教諭という栄養士、さらに様々な資格を取って、単独で授業できる者がおります。今、給食センターに配属になっているのですが、そういった栄養教諭が各学校の要請に応じて学級活動の時間帯など、特別活動の時間にこういった食育の重要性について指導はしているのですが、こういった方を例えば幼稚園、保育所に派遣して保護者向けに指導するというのも非常に大切な要素だと思いますので、今後朝食の摂取率の向上、ひいては食育について、さらには肥満解

消に向けての食の在り方についてもつながると思いますので、検討させていただきたいと思います。

◇2番委員 学校の校庭ですけれども、開放状況が冬休みなどを見ても近くの学校では立入禁止の貼り紙が設置されていて、安全性という部分もあると思うのですけれども、子どもたちが自由に来て遊ぶ場というのがないなと感じていまして、遊んでいる子も暖かい日でもいなくて、私たち子どもの頃は遊ぶと言えば校庭に行ってお遊んでいたなと思います。コロナもありますけれども、例えば親御さんがついていけばいいですよという形にして、どんどん学校に来てもらって、休みの日にお父さんと一緒にサッカーをやるとか、そういうもっとオープンにしていけないものかなというのは日々思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◇指導主事 中学校は特に立入禁止とは言っていないのですけれども、中学校だと部活動がありますので、あまり遊びに来る子はいないということです。

◇参事兼管理主事兼指導主事 特に校庭内に立入禁止ということをしている学校があるとは、把握はしていなかったのですけれども、白岩小学校の駐車場のところでしょうか。それとはまた別ですか。

◇2番委員 入り口の校門のところ。自由に入れる階段のところがあるのですけれども、そこにも貼り紙がされていて、入ってはいけないのだなというのは前に通ったときに見たのですけれども。

◇参事兼管理主事兼指導主事 白岩小学校は今、法面のところから水が出ているので、そこで一部立入禁止にしている話は聞いていたのですけれども。

◇2番委員 校庭のほうです。

◇参事兼管理主事兼指導主事 今は特にコロナの関係もあるので密にならないようにということで、保護者の方や責任者の方がない場面で自由に子どもたちが遊ぶというのが、なかなか難しい状況だと思います。ただ、学校で特段何か制限をかけているということはないかと思うのですが、スポーツ少年団などで使っていると、一般の方々がなかなか入りづらいという空気がややあるのかなというのが、今、お話を伺いながら感じているところです。

◇2番委員 スポ少は、たまにしか使っていないので、休みの日や放課後も空いている状況ではあるので、入って遊べるようなPRというの必要なのかなと思いますので、考えていただければと。

◇教育長 現在、福島県内ステージ3ということで、放課後の活動などもできるだけ制限させていただいています。土日についても、なるべくステイホームではないのですけれども、他の市町村に行っている試合や練習試合などに、様々な制限もかけておりますので、その辺の兼ね合いを見ながら地元のグラウンドできちんとした大人の人と一緒にいる、密にならないような配慮をする、そういったことをしながら対応をしていきたいと思っております。今後、学校に調べさせていただいて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ただ、現在はこういう状況なものですから、なるべく控えるように指導しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇3番委員 むし歯の治療の件ですが、集計方法見直しと書いてあるのはどのような見直しなのかということが1つ。それと、前の委員会ではフッ素を小学校、中学校でも使った方がいいをして歯磨きをするという話でしたが、現在の取組状況を教えていただければと思います。

◇指導主事 先ほどの報告第1号の資料の22ページをお開きいただけますか。

こちらの中ほどにむし歯の治療率という欄がございます。この表を精査したところ、パーセントの出し方が29年、30年、令和元年が29.9%、26.4%、30.6%となっておりますが、目標は小学校80%となっております。これは算出の仕方が間違っているのではないかとということで精査しまして、調査の時点でむし歯のない子と、治療済みの子は何%いるのかという調査に集計し直した数となっております。平成29年に遡りますと、資料の10ページにございますように小学校9

3. 4、91. 5、92. 0、中学校90、82. 8、83. 7となり、目標80%と60%を大きく超えてしまうのですが、むし歯のある子は治療をしてください、治療を完了させてくださいということで目標にするのであれば、こちらのほうが適切なのではないかということで、集計方法を見直ししました。申し訳ございません。

◇3番委員 再確認ですが、この10ページのパーセンテージというのは、むし歯があつたけれども治療をした子のパーセンテージなのか、それともむし歯がもともとなかったり、あつても治した人プラス、あと治療をした人ということなのですか。どちらなのでしょう。

◇指導主事 後者です。

◇3番委員 分かりました。

◇幼保学校課長 フッ化物洗口についてですが、幼稚園、保育所の5歳児につきましては平成30年度からフッ化物洗口を実施しております。小学校につきましては現在までやってはいなかったのですが、幼稚園、保育所を卒業された保護者の皆さんからも、小学校に行ってもぜひ継続してやってほしいという声もあると聞いております。令和3年度からは小学校につきましてもフッ化物洗口に取り組みたいということで、今準備を進めているところでございます。来年度の予算には要求していきたいということで考えております。

まず、保護者の皆さんに説明する機会を持たなくてはならないと思いますので、保護者の皆さんに説明、学校歯科医から説明をしていただきまして、保護者の同意を得まして導入ということで考えております。

以上です。

◇教育長 現在までは各小学校の校長、それから養護教諭等の説明会を実施して了解を得ております。今度の3月議会で予算が認められれば4月から、今、課長がお話させていただいたように各学校の例えば総会等で説明をさせていただいて、場合によっては保健師を派遣しながら丁寧な説明、そういった機会も考えてございます。最終的には申しましたとおり承諾を得て、手順を踏んで進めているところです。いずれにしましても来年度、1学期の間ある程度周知期間を設けて1学期の後半あたりから週1回、各学校で取り組むような体制はもう既に出来上がっておりますので、そういった形で実施したいと思っております。

質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第3号 第42回未来の科学の夢絵画展特許庁長官賞受賞報告について

◇教育長 次に、報告第3号 第42回未来の科学の夢絵画展特許庁長官賞受賞報告について、説明をお願いします。

◇幼保学校課長 資料16ページになります。

第42回未来の科学の夢絵画展特許庁長官賞受賞について報告いたします。

こちらは公益財団法人発明協会が主催いたします第42回未来の科学の夢絵画展におきまして、白沢中学校2年生の三瓶風紗さんが特許庁長官賞を受賞いたしました。この絵画展は、次代を担う子どもたちが未来の科学の夢を自由な発想で絵に表現することで、科学的な探求心と想像力の伸長を図ることを目的として開催されているもので、全国の保育所、幼稚園、小・中学校から8,825点の応募があり、小学校・中学校の部、特別賞11点のうち文部科学大臣賞、経済産業大臣賞に次ぐ3番目の賞を受賞いたしました。

本日、机の上に配付させていただいておりますこちらの絵になります。この作品には「人命球維」というタイトルがつけられ、生命維持装置やGPS機能がついていて、宇宙に行けたり探索したりすることができ、事故のときなど救急処置をしてくれる、人の命を救う繊維を表現した作品ということで本人のコメントが書かれております。

なお、三瓶さんの作品は2020年世界青少年発明工夫展に日本代表21作品の一つとして出品されまして、絵画部門の銀賞を受賞しております。

以上で説明を終わります。

◇教育長 それでは、報告第3号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第4号 聖火リレーについて

◇教育長 次に、報告第4号 聖火リレーについて説明をお願いします。

◇国際交流課長 資料の17ページをご覧ください。

2021年東京2020オリンピック聖火リレー及び市独自盛り上げイベントについてご報告申し上げます。

本年3月に実施いたします東京2020オリンピック聖火リレーにつきまして、去る令和2年12月にどんな状況なのか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より正式に発表されましたのでご報告いたします。

まず、聖火リレーのスケジュールでございますが、3月25日にJビレッジをスタートし、本市におきましては3日目、3月27日土曜日、4番目のスタートとなっております。時刻はまだ正式に決定、公表されておられません、午後2時頃、白沢公民館前ふれあい夢広場をスタートする方向で調整されているとのことでございます。

市独自盛り上げイベントにつきましては、聖火リレー当日ふれあい夢広場スタート予定時刻の30分前から、到着場所であります英国庭園内においてセレモニーを開始したいと考えてございます。教育委員の皆様にもご案内をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、来場されない方に向けまして、自宅でもインターネットでご覧いただけますライブ映像の視聴をご案内するほか、モコステーションでの放映やFMラジオの番組の中で、オンエアの紹介なども行わせていただきたいと思いますと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、国、東京都、組織委員会より1月中旬に決定されます、ガイドライン及び運営マニュアルに従って実施していくこととなっております。現段階での素案につきましては基本的な対策、場面別の対策、関係者別の対策などが示されているところでございますが、今後の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、聖火リレーの観覧やルートの取扱いなどが変更になることもございますことから、引き続き、国、東京都、組織委員会の方針を周知してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては添付資料をご参照していただきますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第4号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎その他

◇教育長 次に、その他、事務局から報告等があればお願いいたします。

[発言する人なし]

◎次回開催日程について

◇教育長 なければ、次回教育委員会の日時を決めたいと思います。

[次回開催日程について協議]

◇教育長 次回教育委員会は、2月18日木曜日、午後1時30分開会といたします。

◎閉会の宣告

◇教育長 これをもちまして教育委員会定例会を閉会いたします。

【午後2時19分開会】